

「港湾法施行規則の一部改正」に対する主な意見等の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

対象部分	寄せられた主なご意見等の概要	国土交通省の考え方
2. ①	<p>法第 56 条の 2 の 2 第 2 項の確認を受けなければならない技術基準対象施設として、耐震強化岸壁で使用する荷役機械のすべてを一律に対象施設として規定すべきでない。</p>	<p>耐震強化岸壁等で構成される大規模地震対策施設は、大規模地震の発災後にも早期に所要の機能を発現して緊急物資の輸送や国際幹線物流の機能維持を目的に整備される施設であり、大規模地震後にも早期に所要の機能を発現する必要があります。</p> <p>このため、耐震強化岸壁と一体的に整備される荷役機械について、岸壁と一体的に荷役機能を確保し、また機械の損傷による岸壁の機能への支障を防ぐため、技術基準で求める性能を適切に確保する必要があることから、技術基準への適合性確認対象施設とするものです。荷役機械について技術基準への適合性確認を義務づけられるのは、大規模地震への対応の必要性を考慮した上で港湾管理者が策定する港湾計画において、大規模地震対策施設として位置づけられた施設に限定する予定であり、これらの施設が大規模地震時の利用に支障を来した場合は、代替施設の確保は難しいものです。</p> <p>これらのことから、原案通りとすることが適切と考えています。なおここでの荷役機械は、港湾法第 2 条第 5 項の第 6 号に掲げる固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械を指しています。</p>